

明治三十八年の大分県における 稲作指導と速見郡別府町の対応

小 玉 洋 美

地主・小作関係にみられるような封建遺制の温存によって、自力の改革は期待できない状態が続いていた。したがって、わが国の農業革命は、寄生地主制を容認しながら、上からの指導によって推進されることになったのである。

さて、つぎに掲げる史料は、政府の勸農政策が、地方政治を通して、末端機構にどのように貫徹していったかを示すものである。しかしながら、掲出の史料は主として米作に関するもので、明治二〇年代以後衰退した綿・藍・大麻・菜種・楮などの加工原料作物や逆に興隆することになった桑・茶・蔬菜類は含まれていない。また、稲作にしても、病害虫の駆除に関するものが多いこともお断りしておく。いうまでもなく、害虫駆除に鯨油の利用を提唱したのは、一七六八年日田生まれの農学者大藏永常であった。しかし、明治末年に至っても、「虫送り」の行事が並行して行なわれていたことはいうまでもない。ところが、掲出史料のような、油による駆除指導が徹底するにつれて「虫送り」の意味が薄れ、年中行事として形骸化し、あるいは廃絶することになったのである。

日清戦争から日露戦争の前後にかけて展開されたわが国の産業革命は、農業革命を伴っていた。しかも、それは政府主導の上からの革命であった。地租改正に成功した明治政府の殖産興業政策の中に、農業技術および作物品種の改良が組み込まれたのは、明治一〇年頃からであるが、農業生産の増大が、具体的な施策となって現われるのは、明治二〇年代の終わりである。工業化の進行に伴って、都市人口が増大し、大量の消費者が出現することとなり、三國干渉以後の対露政策を遂行するためにも、これを支える農業生産力の向上は、政府にとっての急務となっていた。一方、金納を前提とした地租改正と一般化した肥料購入のために、農民（土地所有者）もまた、農業所得の増大を迫まられていた。しかし、

さらに、興味をひかれるのは、明治三十八年の「大分県令第

二十一号」第三条と第四条である。これによつて、翌年より苗代の短冊播きと本田の正条植えが強制されることになつた経緯を知ることができ、また、速見郡長を通して、別府町がどのような対応を行つたかを、読みとれるのではあるまいか。考察は諸賢にお任せしたい。なお、蛇足ながら、民俗学を研究する人々にとつても参考すべき点が多いので、複雑な箇所もあるが、全文を掲載させていただくことにした。

大分県令第二十一号

害虫駆除予防規則左ノ通改定ス

明治三十八年四月二十九日

大分県知事 大久保利武

害虫駆除予防規則

第一条 明治二十九年法律第十七号害虫駆除予防法ニ基キ駆

除予防スヘキ害虫微生物ノ種類及駆除予防ノ方法ヲ定ムルコ

ト左ノ如シ

第一 害虫微生物ノ種類

名称 方言 主ナル被害農作物ノ種類

浮塵子	(ウンカ・コヌカムシ・コムシ)	稲
螟虫	(ズイムシ・スムシ・サシムシ)	稲
苞虫	(ツトムシ・ハマキムシ)	稲
螟蛉	(アラムシ)	稲
椿象	(ホウ・フウ)	稲・粟
蠱蝨	(イナゴ)	稲・七島藺
切蛆	(キリウジ)	稲・麦
地蚕	(ホウジク・ホウジヨウ)	粟・豆類
蛄蝻	(ケムシ)	桑・茶
尺蠖	(シヤクトリムシ)	桑・茶
天牛	(カミキリムシ)	桑
黒穂	(クロホ・クロンボ)	麦

第二 駆除予防ノ方法

一 浮塵子

一 捕虫器ヲ以テ捕殺スルコト

二 苗代及本田ニ於テ注油駆除ヲ行フコト

三 田面乾燥若ハ排水後又ハ畑ニ於テハ殺虫液ヲ以テ茎

葉ヲ洗滌シ或ハ撒布シ又ハ之ヲ適宜ノ器物ニ盛り附着

ノ害虫ヲ払ヒ落シ駆除スルコト

四 注油前ニ於テ田面ノ浮滓ヲ掬ヒ取り且ツ畦畔溝渠等ノ雜草ヲ刈除スルコト

一 螟 虫

一 捕虫器ヲ以テ螟蛾ヲ捕殺スルコト

二 点灯シテ螟蛾ヲ誘殺スルコト

但シ一区域以上共同点火スルコト

三 卵塊ヲ採集シテ燒棄又ハ埋没スルコト

但シ可成益虫保護器ヲ使用スルコト

四 仔虫ノ蝕入又ハ蛹ノ棲息スル稻莖ハ根際ヨリ拔取り

燒却其ノ他ノ方法ヲ以テ殺虫スルコト

五 稻株ハ截断又ハ採集燒棄シ或ハ堆肥ニ混シ醱酵セシ

メ濕田ノ稻株ハ埋没スルコト

六 螟害ヲ被リタル稲田ノ藁ハ燒却又ハ相当殺虫ノ方法

ヲ行ヒ或ハ螟蛾ノ脱出シ得サル装置ヲナシテ貯藏スル

コト

一 苞 虫

一 捕虫器ヲ以テ成虫ヲ捕殺スルコト

二 櫛形捕虫器ヲ以テ捲葉ヲ梳リ駆殺スルコト

一 螟 蛉

一 捕虫器ヲ以テ蛾ヲ捕殺スルコト

二 点灯シテ蛾ヲ誘殺スルコト

三 田面ニ殺虫液ヲ注キ仔虫ヲ払ヒ落シ驅殺スルコト

一 椿 象

一 成虫ヲ捕殺スルコト

二 適宜ノ器物ニ殺虫液ヲ盛り虫ヲ払ヒ落シテ驅除スル

コト

三 茶葉ニ付着ノ卵塊ヲ摘殺スルコト

一 蟲 蟊

一 苗代田ニ水ヲ湛ヘ殺虫液ヲ注キ驅殺スルコト

二 捕虫器ヲ以テ幼虫ヲ捕殺スルコト

一 切 蛆

一 幼虫ヲ拾ヒ集メ燒棄スルコト

二 苗代田ニ於テニ晝夜計リ水ヲ張り、後之ヲ排出シ周

圍ニ溝ヲ設ケ、更ニ水ヲタタエ其ノ侵入ヲ防クコト

一 地 蚕

一 發生ノ初期群集ノモノヲ被害植物ノ茶葉ト共ニ採集

シ、燒殺若ハ埋没スルコト

二 發生地ノ周圍ニ深サ一尺以上ノ溝ヲ穿チ其ノ陥リタ

ルモノヲ駆殺スルコト

三 植物ノ根際ニ潜伏スル蟬及幼虫ヲ捕殺スルコト

一 蛄 蜥

一 孵化ノ際燃殺スルコト

二 枝葉ニ附着セル蟬及卵子ヲ駆殺スルコト

三 冬季桑樹ノ孔隙及裂目等ヲ検シ、蟄伏セル幼虫ヲ殺スコト

四 被害地及其ノ接近地ノ落葉ハ之ヲ集メ焼却スルコト

一 尺 蠖

一 幼虫ヲ冬春ノ交、鋏殺スルコト

二 被害地及接近地ノ落葉ハ之ヲ集メテ燒棄スルコト

一 天 牛

一 樹皮内ニ産付セル卵ヲ潰殺スルコト

二 成虫ヲ捕殺スルコト

三 枝幹ニ蝕入セル幼虫ハ銅線ヲ以テ刺殺シ、又ハ殺虫

液ヲ注入スルコト

一 黒 穂

一 病穂ハ其ノ黒粉ノ飛散セサルニ先チ之ヲ拔取り燒棄スルコト

二 種子ハ無病ノ田畑ヨリ採スルコト

三 黒穂發生ノ田畑ヨリ採種シタル場合ハ総テ相当ノ殺

菌法ヲ行フコト

第二条 毎年冬春ノ交ニ於テ耕地付近ノ畦畔溝渠岸脚堤塘等

害虫潜伏ノ虞アル地ノ雜草ハ燒却又ハ刈払フヘシ

第三条 苗代ハ播床ノ幅四尺以内長サ適宜ノ短冊トナシ播床ノ間ニ凡一尺ノ通路ヲ設ケ周囲ノ畦畔ハ高サ八寸以上ニ仕

立見易キ場所ニ作人ノ住所氏名ヲ明記シタル高サ三尺以上

幅適宜ノ竹又ハ木札ヲ建設スヘシ苗代ノ面積ハ一箇所五畝

歩ヲ下ルコトヲ得ス

一人一箇所ノ苗代五畝歩ニ達セサルトキハ二人以上共同スヘシ

第四条 本田ノ挿秧ハ正条植ト為スヘシ 稲ノ実蒔ヲ為スモ

ノモ仍ホ正条ニ点播スヘシ

第五条 土地ノ狀況ニヨリ苗代一箇所五畝歩以上ニナシ難キ

モノ及本田ヲ正条ニ植播シ難キモノハ郡長ノ認可ヲ受ケ毎

筆見易キ場所ニ認可ノ年月日及作人ノ住所氏名ヲ明記シタル

高サ三尺以上幅適宜ノ竹又ハ木札ヲ建設スベシ

第六条 害虫又ハ真菌ノ發生ヲ認メ又ハ微生物ノ廣アルトキハ

作人ハ直ニ駆除予防ニ着手シ口頭若ハ書面ヲ以テ町村長ニ届出テ指揮ヲ受クヘシ

第七条 町村長ニ於テ前条ノ届出ヲ受ケタルトキハ直ニ実地ヲ調査シ予メ期限ヲ定メ該田畑ノ作人ヲシテ本則ニ規定スル駆除予防方法ヲ行ハシムヘシ

郡長町村長ニ於テ害虫又ハ黴菌田畑ニ発生シ若ハ害虫冬季藁稈、刈株、雑草ニ棲息シ或ハ発生ノ虞アルコトヲ発見シタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ作人駆除予防ヲ行ハサルカ又ハ怠慢ノ所為アルトキハ町村長若ハ郡長ハ害虫駆除予防法第三条第二項ノ手続ニ依ルヘシ

第八条 害虫又ハ黴菌蔓延シタルトキ又ハ蔓延ノ兆アルトキ町村長又ハ郡長ハ其ノ区域内作人ヲシテ同時ニ駆除予防ヲ行ハシメ又ハ町村費ヲ以テ一斉ニ駆除予防ヲ行フヘシ

第九条 町村長若ハ郡長ニ於テ駆除予防ノ為メ夫役ノ賦課ヲ必要ト認ムルトキハ害虫駆除予防法第五条ニ依リ直ニ之ヲ施行スヘシ

第十条 知事又ハ郡長ノ命シタル出張官吏若ハ町村長ニ於テ害虫駆除予防法第六条ニ基キ溝渠ヲ設ケ又ハ農作物藁稈刈

株雑草等ヲ拔除棄スルノ必要アリト認ムルトキハ直ニ之ヲ施行スヘシ

第十一条 本則規定以外ノ虫類若ハ虫類以外ノ動物又ハ黴菌ト雖モ農作物ヲ害スルトキ又ハ害セントスル虞アルトキ及田畑以外ノ地ニ其害ヲ及ホサントスルトキハ町村長若ハ郡長ハ土地所有者使用者管理者又ハ作人ヲシテ駆除予防ヲ行ハシムヘシ

第十二条 本則第三条第四条ニ違背シ若ハ第五条第六条第七条ノ場合ニ於テ郡長町村長ノ命令ニ従ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

附 則

第十三条 本則第三条第二項第三項及第四条ハ明治三十九年四月一日ヨリ施行ス

第十四条 明治三十四年一月大分県令第三号及三十七年五月大分県令第二十四号ハ本則発布ノ日ヨリ廃止ス

大分県令第二十九号

稲苗代田及粃播本田畑ニ害虫発生蔓延ノ虞アルヲ以テ明治二十九年法律第十七号害虫駆除予防法第三条及明治三十八年

大分県令第二十一号害虫駆除予防規則第一条ニ依リ明治三十八年五月二十五日ヨリ同年七月十五日迄駆除予防ヲ行フベシ

但シ駆除予防ノ方法及施行ノ日割ハ郡長之ヲ定ム

明治三十八年五月二十三日

大分県知事 大久保 利武

大分県令第三十六号

稲害虫発生蔓延ノ徴アルヲ以テ該作人ハ明治二十九年法律

第十七号害虫駆除予防法第三条及明治三十八年大分県令第二

十一号害虫駆除予防規則第一条ニ依リ本令發布ノ日ヨリ本年

十月三十一日迄ノ間ニ於テ駆除予防を行フヘシ

但シ駆除予防ノ方法施行ノ日割ハ郡長之ヲ定ム

明治三十八年七月五日

大分県知事 大久保 利武

別勸第二一七号

本年本県令第二十九号ニ依リ速見郡令第三号ヲ以テ稲害虫
駆除予防ノ方法及日割左之通定メラレ候ニ付直ニ無洩稲作者
へ通達シ不実行者無之様取計可有之候也

追テ、害虫駆除ノ儀ニ付テハ是迄數回通達シタルモ、間ニ

ハ実行セサルモノアリ。大ニ不都合ノコト有之候。右ハ県

令第二十九号ノ害虫駆除予防規則アリテ、其筋ニ於テハ右

県令ニ依リ用捨ナク処分セラレ、已ニ大分郡ニテハ數十人

其制裁ヲ受ケタルモノ有之趣ニ付、各区长ハ親シク当業者

へ示達規則違犯者無之様注意セラルヘシ

明治三十八年六月十三日

別府町長 友岡 正臣

右 区长 殿

一 稲苗代田畑ニシテ、左記日割ノ前日マテニ本田移植ヲ終

ヘサルモノハ、左記当日ニ注油又ハ殺虫液ヲ撒布シ、害虫

ヲ駆除スベシ。

六月十五日(旧五月十三日)

六月廿二日(旧五月二十日)

六月廿九日(旧五月廿七日)

別府町一門

一 稲刈播(灰植ノ事)本田畑ハ左記期日ニ於テ注油又ハ殺

虫液ヲ撒布シ害虫ヲ駆除ス

六月二十二日

別府町一門

一 稲苗ヲ本田ニ移植セントスルトキハ、其以前ニ督励委員

ニ検査ヲ請ヒ、移植ノ許可ヲ得タルモノニアラザレバ移植
スベカラザル事

一 稲ハ正条植トナス事。若シ正条植トナシ難キ田地ハ、其

反別ヲ記載シ、前以テ農会長ノ承認ヲ受クル事

一 正条植ノ定木ハ、農会ヨリ其方里々ニ見本品相回シ有之
候筈ニ付、督励委員ヲ問合セ、調製スルカ、又他ニ工夫ス
ルカ、何レニテモ本植以前ニ其用意ヲナシ置、本植ニ際シ
不都合混雜ナキ様可致事

一 稲ヲ本植トナシタルトキハ、一筆毎ニ、反別町数、稲主

ノ姓名ヲ記載シタル高三尺以上ノ札ヲ立ル事

別紙ノ通ノ取調方郡役所ヨリ通達有之趣ヲ以テ町役場ヨリ

申来リ候ニ付、乍御苦勞其農区内田作者ニ就キ御取調、来ル
十七日迄ニ必ス町役場へ御差出相成度此段申進候也

明治卅八年七月十一日

別府町農会長 安部 辰平 函

督励委員 大野由太郎 殿

追テ其農区内へ他町村人ノ入作田モ本文ニ組入レ取調ノ事

何々農区

明治卅八年苗代田畑並正条植等取調書

稲苗代総反別 何百何十何ヶ所

内 田苗代反別 何百何十何ヶ所

畑苗代反別 何百何十何ヶ所

稲苗代一ヶ所五畝歩以上総反別 何百何十何ヶ所

内 田苗代反別 (右に同じ)

畑苗代反別 (右に同じ)

共同苗代総反別 (右に同じ)

内 田苗代反別 (右に同じ)

畑苗代反別 (右に同じ)

二毛作ノ分

稲田総反別 何百何十何ヶ所

内 稲正条植総反別 (右に同じ)

稲準正条植総反別 (右に同じ)

稲乱植総反別 (右に同じ)

一毛作ノ分

稲田総反別 何百何十何ヶ所

内 稲正条植総反別 (右に同じ)

備考

稲準正条植総反別 (右に同じ)

稲乱植総反別 (右に同じ)

灰植ノ分

稲田総反別

内 稲正条植総反別 (右に同じ)

稲準正条植総反別 (右に同じ)

稲乱植総反別 (右に同じ)

七島田ノ分

七島田総反別

市尾田ノ分

市尾田総反別

里芋田ノ分

里芋田総反別

生姜田ノ分

生姜田総反別

雑作田ノ分 (前記各種田ヲ除ク分)

雑作田総反別

田総反別

何百何十何ヶ所

(右に同じ)

(右に同じ)

(右に同じ)

何百何十何ヶ所

何百何十何ヶ所

何百何十何ヶ所

何百何十何ヶ所

何百何十何ヶ所

- 一 正条植トハ立横共正角ニ植タルモノナリ
- 一 準正条植トハ立植横植ノ一方ノミ正条植トナシタルモノナリ

- 一 乱植トハ是マデ植来リニ依リ植タルモノナリ
- 一 灰植モ右ニ依リ取調ノ事

稲田害虫駆除予防之件別紙ノ通り町役場ヨリ各区長ヲ経テ稲作者ニ通達相成候ニ付テハ、督励委員ハ各受持農区内ニ於テ、稲作者ヲ督励シ、必ず実行シ、不都合ノモノ無之様御注意相成度此如申進候也

別府町農会長 安部 辰平

明治廿八年七月廿六日

督励委員 大野由太郎殿

別勸第二七三号

本年大分県令第三十六号ニ依リ速見郡令第四号並ニ郡役所勸第一、三二七号ヲ以テ稲害虫駆除予防ノ方法及施行日割左之通り定メラレ候ニ付、稲作者ハ其期日ヲ違ヘズ必ず実行致

候様、各区内当業者へ無漏通達不都合ノモノ無之様取計ヒ可有之候也

明治三十八年七月廿六日

別府町役場

各区長殿

一 浮塵子ニ対スル注油駆除

第一回油入

八月四日 本日ハ午前七時ヨリ例年ノ通り何レモ油入ニ着手シ竹笹ノ如キモノヲ以テ虫ヲ掃ヒ落ス事

第二回油入

八月廿一日 (前同断)

二 螟虫ニ対スル採卵捕蟻及心枯掘取

七月廿七日ヲ初メトシ八月三十日ニ至ル迄五日目毎ニ実行スル事

三 稲田ヘハ一筆毎七月三十一日迄ニ反別、町数、稲主ノ住所姓名ヲ記シタル建札ヲ必ス立置ク事

四 螟虫、螟虫ノ卵、螟虫ノ蝶ハ、一ツ金五毛ニテ農会ヨリ買上ケノ筈ニ付、精々採取シ、督励委員ヘ現品持参代金ノ

支払ヲ受クベキ事

別勸第三〇一号

明二十一日ハ去ル七月二十六日別勸第二七三号ヲ以テ通達致シ置候通り、稲田注油日割当日ニ有之候処、去ル十六日洪水各所水害ノ為メ、稲田石砂入り込所有之、又水路埋レ込ミノケ所等有之候ニ付、右ノ箇所ヲ除キ溜水有之稲田ヘハ注油セザルベカラサルニ付、明二十一日ハ先達ノ通り必ス注油並ニ心枯稲株掘取り候様、稲作者ヘ無漏通達可有之候也

明治三十八年八月二十日

別府役場

別府町役場
第貳課

各区長殿

別勸第三一二号

本年ハ非常ニ降雨頻リナル故、近来稲田ニ浮塵子並螟虫(心ザシ・中ザシ・スムシ等ノ事ナリ)発生候ニ付、今般大分県令第三十六号ニ基キ速見郡令第五号ヲ以テ、第三回注油及螟虫駆除日割相定メラレ候ニ付、左記ノ各項ニ依リ等閑ナク注油並螟虫駆除ヲ必ス実行致候様稲作者ヘ無洩敵達可有之候也

明治卅八年八月三十日

別府町役場 (公印)

注意スル事

九〇

各区長殿

別勸第四一四号

一 第三回稲田油入レノ事

九月一日(旧九月三日)

本町全部ノ稲作者ハ午前八時ヨリ油入レニ着手ス

本年四月大分県令第二十一号害虫駆除予防規則第一条第二条ニ依リ、左記之通り実行致候様稲作者へ無洩御通達相成度候也

ル事。

明治三十八年十二月廿五日

右ハ過日ノ水害ニテ稲田ノ流失、石砂入等ニテ田水引入シ

別府町役場 (公印)

難キ田ヲ除ク外ノ稲田ニハ、悉ク油ヲ入レ笹付ノ竹等ニテ念入レニ虫ヲ水面ニ掃ヒ落ス事

各区長殿

一 螟虫(心ザシ・中ザシ・スムシ等ノ事ナリ)ノ卵ヲ採リ

一 麦田ノ稲株ハ之レヲ拾ヒ集メ、良ク乾燥シ焼却スルカ、又ハ積肥ニ混交シ腐敗セシムル事

蛾ヲ捕へ、並ニ心枯、穂枯ノ掘取ハ、八月三十一日ヲ初ト

一 春田ノ稲株ハ深ク株切ヲナシ、之レヲ拾ヒ集メ前ノ如ク

シ十月二十日(旧九月二十二日)マデ、五日目毎ニ必ず実行スル事

一 水田ノ稲株ハ土中ニ踏ミ込ム事

但シ卵・蛾ハ町農会ニ於テ買上ケ筈ニ付最寄委員へ持参買上ヲ求ムル事。尚又、心枯・穂枯掘取ノ本数ハ委員へ届

ル卅九年一月十日迄ニ前記ノ通、必ス施行スル事。翌十一日ニ至リ実地ノ検査可致ニ付、不都合無之様注意ノ事

出ル事

一 九月一日ノ油入レ日ニハ、郡吏・警官・町吏・業会吏等

一 耕地ノ農作者ハ来ル卅九年二月末日迄ニ耕地付近ノ畦畔

出張スルニ付、油入等閑ノモノハ相当処分セララルニ付

溝渠岸脚堤塘等害虫ノ潜伏見込アル地ノ雑草ヲ焼却シ、又

ハ取焼却スル事

別勸第四二四号

別紙之通当業者へ通達候ニ付テハ、精々御注意不行届之儀無之様御取斗相成度、一月十一日ハ受持区域内ノ検査ヲ遂ゲ若シ不実行者有之候トキハ督励実行セシメラレ度、此如ノ御通知候也

明治卅八年十二月廿八日

別府町役場 (公印)

督励委員 大野由太郎殿

別勸第三七三号

左記之通取扱相成度此如及御通達候也

明治卅八年十一月四日

別府町役場

各区長殿

一 総テ種子物ハ塩水撰トナスハ、大ニ利益有之義ナルモ、是迄ハ麦種子ヲ塩水撰トスル者至テ少シ。依テ今般其筋ヨリ達シノ次第有之候条、本年植付ノ麦種子ハ必ズ塩水撰ト

可致旨ヲ当業者ニ奨励示達スル事

一 稲刈鎌止メノ義ハ過般通達置通り必ズ実行スベキ旨当業者へ示達スル事

一 稲刈後ハ先般区长会ノ節通達至候通り羽重子干トシ、晴天三日以上稲干トシ、初干ハ晴天二日以上トシ乾燥ヲ十分ニスル事ヲ当業者へ示達スル事

一 先般通達致候苗代田畑一ヶ所五畝歩以上設置ノ件ハ、飛ビ離レタル一区域ノヶ所ニシテ五畝歩以上ノ苗代ヲ要セザル場所ニアラザレバ、郡長ニ於テ認可セラレザル趣ニ付、一枚田ニ設置スルカ、又隣地主申談ジ合セテ(畦畔・小溝・小道ヲ挟ミテモ差支ナシ)五畝歩以上ヲ設置スルカ、未ダ作人ニ於テ場所取極メ出来サル向ハ、来月十日(旧十月十四日)迄ニ必ズ取極メ候様稲作人ニ通達、違犯者ナキ様取斗フ事

別勸第二一四号

左記期日ニ於テ午前第七時ヲ期シテ螟虫ノ蝕害ヲ被レル心枯ノ掘取ヲ施行スベキ旨、郡令第三号ヲ以テ布達相成候間、各作人ニ於テ十分実行可致様洩レナク御通知相成度、此如及

通牒候也

一、八月十日(旧曆二十一日)

追テ当日完了セサル分ハ引続き翌日ヨリ二日以内ニ完了

致スベキ様併セテ御示達相成度添申候也

明治三十九年八月八日

別府町役場 (公印)

各区長殿

別勸第三二二号ノ一

稲作害虫駆除予防ニ就テハ、サキニ郡令ヲ以テ期日ヲ定メラレ、夫々執行致候モ、浮塵子ニ対スル注油駆除ニ於テハ灌水不便等ノ為メ、或ハ遷延シ自然蔓延ヲ来スノ恐アリ。又螟虫被害心枯掘取ハ是迄ノ慣習上兎角等閑に付スルノ弊アリ。

特ニ本年ノ稲作成育佳良ニシテ稲株蕃盛スルニ従ヒ、日光ノ透射、空気が流通宜シカラザル等ノ為メ、各種ノ害虫発生ヲ助長セシムルノ状況ナキニシモアラズ。故ニ此際一層注意ヲ加ヘ、当業者ヲ督励シ、駆防上遺憾ナキ様御配意相成度、尚害虫発生ノケ所出来候場合ハ急便ヲ以テ、状況御報告相成度其筋ヨリ照会ノ次第モ有之候間此段及移牒候也

明治三十九年八月二十八日

別府町長 日名子 太郎

朝見区長 大野 由太郎殿

別勸第三七〇号

稲田害虫発生蔓延ノ兆アルヲ以テ、害虫駆除予防ヲ行フベキ旨、郡令第四号ヲ以テ御達相成候ニ付、左記日時ヲ期シ螟虫ノ蝕害ヲ被レル心枯並ニ穂枯ノ掘取ヲ行フベキ様、当業者へ洩レナク御示達相成度候也

一、九月十日(旧曆七月二十二日)午前第七時ヨリ

追テ右心枯並ニ穂枯掘取數ハ同日係り官出張臨檢ノ際、必要有之候ニ付、必ず取纏メ、区長宅へ相集メ候様併テ御示達相成度候也

明治三十九年九月六日

別府町長 日名子 太郎(公印)

区長 大野 由太郎殿

勸第四五九号

稲田ニ螟虫ノ蝕害ヲ被リテ往々穂枯ヲ生ジタルモノ有之候

ヲ以テ、是ガヌキ採ヲ行フベキ旨、郡令第四号ヲ以テ御達相成候。尚同時ニ稗、赤米ノ生シタル分モヌキ採ルベキ旨モ御達相成候ニ付、左記日時ニヌキ採致スベキ様該作者洩レナク御示達相成度候也

一、九月二十八日(旧曆十一月)午前第七時ヨリ

追而、右当日ニハ其筋ヨリ係リ官吏モ出張臨檢成ルベキ筈ニ付、右穂枯数ハ必ズ区長宅ニ取纏メ置キ候様、御示達相成度此段申添へ候也

明治三十九年九月二十六日

別府町役場

区长 大野出太郎殿

別勸第五九九号

稲刈取期日ノ件ニツキ別府町農会ニ於テ、左記ノ通り相定メ候旨申出有之候ニ付、区内当業者ニ洩レナク御示達相成度此段及通牒候也

鎌入期日 十一月六日(旧九月廿日)

但シ早稲中稲ニ限り検査ノ上十一月(旧九月十五日)ヨリ鎌入ノ許可スベキニ付、左記検査委員へ申出相成度

候也

検査委員

二宮 勘三郎

同 糸永 武一郎

同 友永 余六

同 佐藤 井吉

右

明治三十九年十月廿四日

別府町役場 (公印)

区长 大野 由太郎殿

別勸第三六二号ノ二

稲ニ害虫発生蔓延ノ兆アルヲ以テ、左記期日方法ノ通り駆除予防ヲ行フベキ旨、郡令第四号ヲ以テ示達相成候ニ付区内当業者ニ洩レナク御示達相成度候也

明治三十九年十月十日

別府町長 日名子 太郎(公印)

区长 大野 由太郎殿

一、十月十三日(旧曆二十六日)

当日午前七時ヨリ着手シ、螟虫ノ蝕害ヲ被レル穂枯並

ニ稗米ノ掘取ヲ行フベシ

追テ、当日ハ本年度害虫駆除最終ノ日割ナルベキニヨリ各自十分ノ注意ヲ以テ穂枯並ニ稗米ノ掘取ヲ勵行シ、害虫ノ為メニ蝕害セラルル如キコト無之様、深く御諭達相成度尚之レマデ毎回御通知ニ及ビ置候通り、穂枯掘取數ハ必ず相マトメ、区長或ハ組長宅へ持參セシメ候様併テ御示達相成度候

別勸第七七五号

左記ノ件堅ク実行致候様当業者へ洩レナク御示達相成度候也

一 粃干ヲ十分ニナス事

但シ稲刈取り時期ニ際シ大雨ノ為メ侵害ヲ蒙リタル分ハ特更注意乾燥セシムルコト

一、小作米ヲ地主ニ運般スルニ付テハ、必ず検査員ヨリ輸送証明書ヲ受ケ、添付ノ上地主ニ交付スル事

一、米穀検査員ハ部内各方面ニ向ケ検査開始致居候間、既に俵装ナシアル分モ乾燥不十分ト認メタル節ニハ、解装致サセ候様ノ事ニ立至候間右様ノ事在之様深く当業者へ御注意

相成タキ事

右

明治三十九年十一月三十日

別府町役場 (公印)

区長 大野 由太郎殿

別勸第二一八号

稲苗代田畑及粃播本田畑ニ害虫ノ發生ヲ認ムルヲ以テ、明治三十八年大分県令第二十一号害虫駆除予防規則第七条ニヨリ、左ノ各項ニ於ケル日時方法ノ通り、駆除予防ヲ行フベキ旨、郡令第一号ヲ以テ訓示相成候間、当業者一同へ無洩御通知相成度此段及通牒候也

苗代田畑

一 五月廿五日ヨリ移植ニ至ルマデノ間毎日捕虫器ヲ以テ、

螟蛾及浮塵子等ノ捕殺ヲ行フコト

一 五月三十日午前八時ヨリ一部落毎ニ共同シ、一斉ニ螟卵ノ採集並ニ浮塵子ニ対スル注油駆除ヲ行フコト

尚駆除着手前ニ於テ、田面ノ浮萍ヲ搦ヒトリ、畦畔溝渠等雜草ヲ刈除スベキコト

右

明治四十年五月二十六日

別府町長

日名子

太郎（公印）

各区長殿

付記

掲載の公文書は、当時別府町朝見区の督励委員・

区長であった大野由太郎家に保存されていたものである。

（大分鶴崎高等学校教諭・



）

編會記念古稀先生澄邊渡

『九州中世社会の研究』

豊後を中心に、九州中世社会の特質を探る
好論15篇を収載。研究者必読の書ノ

頒 価 5,000円（送料共）

少 僅 部 残

申 込 先 大分市大手町3-1-1
大分県総務課県史編さん班内
渡辺澄夫先生古稀記念会事務局

大分県地方史叢書 (七)

「縣治概略」(I)

「県治概略」(II)

大分県成立以来の布告達を集大成した

県草創期を知る基本史料

(会員各二五〇〇円会員外各三〇〇〇円)